



**自由提案型
優良住宅部品認定基準**

Certification Standards for Quality Housing Components

非常用貯水機能付き給水管

Water pipes with emergency water storage function

BLFS WPE:2023

2023年4月21日公表・施行

一般財団法人 **ニゴ-リビ-ン**

目 次

自由提案型優良住宅部品認定基準 非常用貯水機能付き給水管

第1章 総則

I. 総則

第2章 性能基準

I. 通則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 材料
5. 施工の範囲
(6. 寸法)

II. 要求事項

- 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
 - 1.1 機能の確保
 - 1.2 安全性の確保
 - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
 - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
 - 1.2.3 健康上の安全性の確保
 - 1.2.4 火災に対する安全性の確保
 - 1.3 耐久性の確保
 - 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
 - 1.4.1 製造場の活動における環境配慮
 - 1.4.2 非常用貯水機能付き給水管のライフサイクルの各段階における環境配慮
 - 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
 - 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
 - 1.4.2.3 施工時における環境配慮
 - 1.4.2.4 使用時における環境配慮
 - 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
 - 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
- 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
 - 2.1 適切な品質管理の実施
 - 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
 - 2.2.1 適切な品質保証の実施
 - 2.2.2 確実な供給体制の確保
 - 2.2.3 適切な維持管理への配慮
 - 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
 - 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
 - 2.2.4 確実な維持管理体制の整備
 - 2.2.4.1 相談窓口の整備
 - 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
 - 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
 - 2.3 適切な施工の担保
 - 2.3.1 適切なインターフェイスの設定
 - 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保
- 3 情報の提供に係る要求事項
 - 3.1 基本性能に関する情報提供
 - 3.2 使用に関する情報提供

3.3 維持管理に関する情報提供

3.4 施工に関する情報提供

Ⅲ. 附則

優良住宅部品認定基準 非常用貯水機能付き給水管

第1章 総則

I. 総則

この基準は、一般財団法人ベターリビング（以下「財団」という。）が行う優良住宅部品の認定及び評価に関し必要な事項を定めるものである。なお、当基準以外の方法について、その性能が同等以上であると財団が認めるときは他の方法によることができる。

第2章 性能基準

I. 通則

1. 適用範囲

住宅の給水管路に接続し、断水時に飲料用・家庭用として使用可能な給水を貯水するシステムで、以下の各要件を満たしているものに適用する。

2. 用語の定義

- a) 貯水部：量水器二次側の給水管に接続した貯水機能を有する部分をいう。
- b) 加圧ユニット：炭酸ガスポンベ（市販品）を加圧ユニットのポンベ接続口に接続し、圧力調整弁で炭酸ガスポンベの圧力を調整して、貯水部内の水道水を取水するための機器。
- c) エアーホース：加圧ユニットと貯水部を接続し炭酸ガスを貯水部に注入するための配管をいう。本体の圧空取入れ口に接続をする。
- d) 安全弁：安全弁は所定圧を超えないこと及び貯水部内の炭酸ガスを貯水部外に逃す弁をいう。貯水部内の水道水を取水後、断水が復旧した際に貯水部内の炭酸ガスを外部に逃し、設定量の水道水を貯水する。
- e) スプリング弁：スプリング弁とは、貯水部内の入口と出口に設置された弁体で、水道水の流量を弁体により調節し、貯水部内の滞留防止と空気抜きをするための弁をいう。
- f) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
- g) 消耗品：取替えパーツの内、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持する為に交換することを前提としているもの。
- h) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。
- i) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3. 部品の構成

a) 構成部品

1) 構成部品は、表－1 を対象とする。

表－1 構成部品

構成部品名	構成の別(注)	備考
貯水部（横置き型）	●	ステンレス管、塩化ビニル管、シリコンチューブ、スプリング弁
加圧ユニット	●	圧力調整弁（漏水検知機能付き）とする。 加圧ユニットに用いる炭酸ガスポンペ（市販品）の規格は、不燃性（液化ガス）CO ₂ のうち内容積 98ml、全長 134mm、胴径 40mm、ガス質量 74 g、ネジ・首径 5/8X18UNF とする。
エアーホース	●	
安全弁	●	
逆止弁	○	公益社団法人日本水道協会による規定の検査を実施し適合した認証登録品であること。

注) 構成の別

- ：(必須構成部品) 住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。
- ：(セットフリー部品) 必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。
- △：(選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

4. 材料

a) 構成部品の材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料は、名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確化し、又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明したものを対象とする。

5. 施工の範囲

構成部品の施工の範囲は、原則として次による。

- a) 貯水部の据付(設置、固定)
- b) 給水管と貯水部及び逆止弁の接続
- c) 加圧ユニットの取付
- d) 加圧ユニットとエアーホース及び貯水部の接続
- e) 安全弁の取付

(6. 寸法)

II. 要求事項

1. 住宅部品の性能等に係る要求事項

公益社団法人日本水道協会による規定の検査を実施し適合した認証登録品であること。

1.1 機能の確保

a) 断水時の取水性能

断水時の取水性能は、設定される取水方法で貯水部の貯水容量（表示値）95%以上を取水出来ること。

<試験：BLFT WPE-01：「取水性能試験方法」>

1.2 安全性の確保

(1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保)

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

a) 貯水部の外面は滑らかで、使用上有害な傷、割れ、突起等がないこと。

1.2.3 健康上の安全性の確保

a) 給水の水質

1) 通常時の停滞留防止

通常時、死水が発生しないよう 12 時間以内に貯水部内の水道水が入れ替わる停滞留防止の措置がとられていること。

<試験：BLFT WPE-02「停滞留置換試験方法」>

2) 断水時の残留塩素

断水時における貯水部内の水道水について、72 時間経過後の残留塩素濃度が 0.1mg/l 以上あること。

<試験：BLFT WPE-03「残留塩素濃度試験方法」>

(1.2.4 火災に対する安全性の確保)

1.3 耐久性の確保

a) 貯水部のシリコンチューブ耐久性能

貯水部のシリコンチューブは、100 回の取水、貯水操作を繰り返した後、破損、異常を生じないこと。

<試験：BLFT WPE-04：「チューブ耐久性能試験方法」>

b) 貯水部のスプリング弁耐久性能

貯水部のスプリング弁は、10 万回の開閉操作を繰り返した後、破損、異常を生じないこと。

<試験：BLFT WPE-05：「スプリング弁耐久性能試験方法」>

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 非常用貯水機能付き給水管のライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の各項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

以下に例示するような材料の調達時等における環境配慮の取り組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

- a) 再生資源又は、それを使用した材料を調達していること。
- b) 調達のガイドラインを設けること等により、材料製造時の環境負荷が小さい材料を調達していること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

以下に例示するような製造・流通時における環境配慮の取り組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること

- a) 製造工程の効率化や製造機器を高効率型にすること等により、製造時のエネルギー消費量の削減を図っていること。また、エネルギーの再利用を図るようにしていること。
- b) 小型化、軽量化、部品設計の工夫等により、材料の使用量を削減していること。
- c) 製造時に発生する端材の削減又は再資源化に取組み、生産副産物の発生量の削減を図っていること。
- d) 工場内で廃棄される梱包材料を削減するため、以下に例示するような取組みを行っていること。
 - 1) 調達する材料等の梱包材は、再生資源として利用が可能なダンボール等を選択し、既存の資源回収システムを活用していること
 - 2) 調達する材料等の梱包材は、「通い箱」や「通い袋」等とし、繰り返し使用していること。
- e) 表面処理等に起因する環境汚染を防止していること。
- f) 地球環境の悪化に関与する物資の発生抑制をしていること。
明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

以下に例示するような施工時における環境配慮の取り組みの内容を明確にすること。

- a) 梱包材料の使用量を削減していること。
- b) 再生資源として利用が可能な梱包材料又は再生資源を利用した梱包材料を使用していること。
- c) 梱包材が複合材のものにあつては、再生資源として分離が容易なものを選択していること。
- d) 梱包材にダンボールを利用する等、既存の資源回収システムが活用できること。
- e) 当該住宅部品を設置するために使用するシーリング材等の施工材料は、厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における13物質を使用していない材料、又は使用量、放散量が少ない材料を選択する必要がある旨を設計者、施工者及びエンドユーザーに対して情報提供していること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

以下に例示するような使用時における環境配慮の取り組みの内容を明確にすること。

- a) 厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における13物質を使用しておらず、又はそれらの使用量、放散量が少ない材料を用いていること。

1.4.2.5 更新・取り外し時における環境配慮

以下に例示するような更新・取外し時における環境配慮の取り組みの内容を明確にすること。

- a) 躯体等に埋め込むタイプのもの等は、他の住宅部品や躯体等へ影響を及ぼさないようにインターフェイスが適切であること。
- b) 低騒音かつ低振動での更新が行えること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

以下に例示するような処理・処分時における環境配慮の取り組みの内容を明確にすること。

- a) 廃棄物の発生を抑制するため、以下に例示するような取り組みを行っていること。
 - 1) 材料ごとの分離が容易であること。
 - 2) 再資源化が容易な材料を使用していること。
 - 3) 種類ごとに材料名の表示があること。
 - 4) 再資源化を実施していること。
- b) 廃棄時に汚染物を発生する有害物質は使用せず、又は使用量を削減していること。

2. 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

次の a) 又は、 b)により生産管理が行われていること。

- a) ISO9001、JIS Q 9001の認定登録が維持されていること。
- b) 次のような品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

1) 工場及び作業工程

以下の内容が明確にされていること。

①工場の概要

- i) 工場の名称、住所、敷地面積、建物面積、工場レイアウト等
- ii) 工場の従業員数
- iii) 優良住宅部品又はそれと同一品目の住宅部品の生産実績

②作業工程

- i) 工程（作業）フロー

2) 品質管理

以下の方法により品質管理が行われていること。

①工程の管理

- i) 製品の品質検査が工程ごとに適切に行われていること。また、作業記録、検査記録などを用いることによりこれらの工程が適切に管理されていること。
- ii) 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置及び再発防止対策が適切に行われること。

②苦情処理が適切に行われると共に、苦情の原因となった事項の改善が図られること。

③外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）が適切に行われること。

④製造設備又は加工設備及び検査設備の点検、校正、検査、保守が適切に行われていること。

⑤必要な場合は、社内規格を整備すること。社内規格には以下のようなものがある。

- i) 製品又は加工品（中間製品）の検査に関する事項
- ii) 製品又は加工品（中間製品）の保管に関する事項
- iii) 製造設備又は加工設備及び検査設備に関する事項
- iv) 外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）に関する事項
- v) 苦情処理に関する事項

3) その他品質保持に必要な項目

- ① 品質管理が計画的に実施されていること。
- ② 品質管理を適正に行うために、責任と権限が明確にされていること。
- ③ 品質管理を推進するために必要な教育訓練が行われていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した、保証書又は取扱説明書等を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵(施工の瑕疵を含む。)に応じ、次の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として別に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

- 1) 貯水部、加圧ユニット、エアーホース、安全弁の部分又は機能に係る瑕疵 5年
- 2) 1) 以外の部分又は機能に係る瑕疵 2年

<免責事項>

- 1. 本基準の適用範囲以外で使用した場合の不具合
- 2. ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
- 3. メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合
- 4. メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合
- 5. 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化又は使用に伴う摩擦等により生じる外観上の現象
- 6. 海外付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
- 7. ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
- 8. 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異又は戦争・暴動等破壊行為による不具合

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造、輸送及び施工についての責任が明確にされた体制が整備・運用され、かつ、入手が困難でない流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品として、次の基準を満たすこと。

- a) 定期的なメンテナンス（事業者による維持管理をいう。以下同じ。）が必要な場合、専門の技術者等により、確実にメンテナンスが実施できること。
- b) 製品や取替えパーツの交換に配慮されており、その考え方が示された図書が整備されていること。

2.2.3.2 補修及び取替への配慮

- a) 構成部品について、取替えパーツ（消耗品である場合はその旨）について明確にしていること。
- b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提条件を明確にしていること。
 - 1) 部品の正常な使用方法、メンテナンス方法、設置環境等使用環境に係る前提条件を明確にしていること。
 - 2) 1)の条件のもと、耐久部品の設計耐用年数を設定しており、又は部品の設計耐用年数を設定していること。
- c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。
- d) 部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間は10年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
- b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

2.2.4.2 維持管理体制の構築等

維持管理体制が構築されているとともに、次の内容を明確にしていること。

- a) メンテナンス（有償契約メンテナンス（使用者等が任意で契約し、その契約に基づき実施される維持管理をいう。）によるものを除く。）を実施する体制を有すること。
- b) メンテナンスの内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。
- c) 有償契約メンテナンスを実施する場合にあっては、その内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。
- d) 緊急時対応マニュアル、事故処理フロー等を整備し、その責任と権限を明確にし、それを明記した図書が整備されていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

メンテナンス又は有償契約メンテナンスにより行った、製品の瑕疵の補修及び保証に基づく補修に関する履歴情報（補修概要、製品型式、設置住所、補修日、補修実施者等をいう。）や、それに関連する情報を管理する仕組みを有し、その仕組みが機能していること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

- a) 少なくとも次の内容について、適切に設定されていること。

- 1) 機器本体の設置が可能な取付位置及び下地
- 2) 機器本体の寸法、質量
- 3) 給水管の口径
- 4) 接続部材と給水管の接続方法
- 5) 加圧ユニットの外形寸法
- 6) 炭酸ガスポンベの接続口径

2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

- a) 次のような施工方法・納まり等に関する事項について適切に定められていること。
 - 1) 施工の範囲及び手順
 - ① 取付位置及び下地の確認
 - ② 貯水部の据付(設置、固定)
 - ③ 給水管と本体及び逆止弁の接続
 - ④ 加圧ユニットの取付
 - ⑤ 加圧ユニットとエアース、貯水部の接続
 - ⑥ 安全弁の取付
 - 2) 施工上の留意事項等
 - ① 取付位置及び下地の確認方法
 - ② 必要な特殊工具及び留意点
 - ③ 取付後の検査及び仕上げ
 - 3) 関連工事の留意事項
 - ① 取付部の要件及び施工方法
 - ② その他関連工事の要件
- b) 当該施工方法・納まりが、他の方法に許容しない限定的なものであるか、他の方法も許容する標準的なものであるかについて明確になっていること。
- c) 標準的な施工方法・納まりである場合は、標準的な施工方法・納まり等以外の方法について、必要な禁止事項及び注意事項が明確になっていること。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 優良住宅部品としての使用範囲に関する情報提供

3.2 基本性能に関する情報提供

次の機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。

- a) 貯水部の材質及び寸法
- b) 給水管の接続口径及び接続方法
- c) 貯水部の貯水容量
- d) 炭酸ガスポンベの種類、取扱い方法及び交換時期
- e) 設計上の留意点
 - 1) 供給水は上水(水道水)に限定する。(井水・雨水等の供給は禁止)
 - 2) 衛生器具の設置と配管は、貯水部容量を一日で使用できるように設計する。
 - 3) 配管設計に必要な圧力損失を明示すること。
 - 4) 貯水部に接続する配管は、可とう性(フレキ管等)を有すること。

- 5) 貯水部の一次側には、逆止弁を設置すること。
- 6) 貯水部、加圧ユニットの近くには、熱の発生源がないこと。
- 7) エアーホースは、折れ曲がりのないこと。
- 8) 床下点検口を設けること。
- 9) 設置環境条件（使用環境温度等）を明示すること。
- 10) その他設計上の要件を明示すること。

3.3 使用に関する情報提供

- a) 次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、提供されること。
 - 1) 誤使用防止のための指示・警告
 - 2) 事故防止のための指示・警告
 - 3) 断水時の使用方法
 - 4) 使用者が維持管理するべき内容
 - 5) 日常の点検方法（一般的な清掃用具を使用しての清掃方法や清掃時の注意事項を含む。）
 - 6) 長期不在時の処置方法
 - 7) 炭酸ガスボンベの種類・交換時期
 - 8) 故障・異常の確認方法及びその対処方法
 - 9) 製品に関する問い合わせ先
- b) 無償修理保証の対象及び期間を明記した、保証書又は取扱説明書等が所有者に提供されること。
- c) 上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。
- d) 使用上の注意ラベルを貼る場合は、その内容、表現方法が適切ではがれにくいこと。

3.4 維持管理に関する情報提供

次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。

- a) 製品の維持管理内容（品質保証内容及び保証期間を含む）や補修の実施方法
- b) 取替えパーツの交換方法、生産中止後の取替えパーツの供給可能な期間
- c) 有償契約メンテナンスの有無及び内容
- d) 消費者相談窓口

3.5 施工に関する情報提供

次の施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書等により、施工者に提供されること。

- a) 「2.3.2適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報
- b) 品質保証に関する事項
 - 1) 施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間
 - 2) 保険の付保に関する事項
 - ① 当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。
 - ② 施工説明書等で示された施工方法を逸脱しない方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び施工の瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求をできることが明記されていること。

Ⅲ. 附則

1. この認定基準（非常用貯水機能付き給水管 BLFS WPE : 2023）は、2023年4月21日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（非常用貯水機能付き給水管 BLFS WPE : 2020）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から3か月を超えない日までは、認定基準を適用しないものとする。
4. この認定基準の施行の日以前に既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第14条第1項の認定を受けており（3.により施行の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第30条第1項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。

自由提案型優良住宅部品認定基準 (非常用貯水機能付き給水管)

解 説

この解説は、「自由提案型優良住宅部品認定基準（非常用貯水機能付き給水管）」の制定内容等を補足的に説明するものである。

I 今回の改正内容

1. 情報提供に関する表現の修正（全品目共通）

II 要求事項の根拠

非常用貯水機能付き給水管の特性、使用状況等を勘案して、要求される性能を定めた。

I. 要求事項

1. 適用範囲

非常用貯水機能付き給水管については、想定する断水時の水の使用量及び製品の設置環境から、戸建住宅を適用範囲とした。

II. 要求事項

1. 住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

a) 断水時の取水性能

断水時、製品に表示された容量が確実に取水出来るよう設定された取水方法で、1.1機能の確保の基準によるものとした。

1.2 安全性の確保

1.2.3 健康上の安全性の確保

a) 給水の水质

1) 通常時の停滞留防止

通常時の停滞留防止について、死水が発生しないよう、一定量（3L/min）流し続けて、12時間以内に貯水部内の水道水が入れ替わることを要求事項とした。（公益社団法人日本水道協会では、同条件で36時間以内に入れ替わることを確認条件としている。）

なお、要求事項の妥当性を確認することを目的に、実態の給水使用パターン（想定）の条件下において、貯水部内の水道水が入れ替わることも確認した。想定した給水使用パターンは、商品コンセプトに基づく4人家族を前提とした使用水量とし、使用パターンは、BL基準「電気給湯機」の

使用性能試験 (BLT-EH-06) の考え方に準拠し、下記の試験方法を用いた。

[実態の給水使用パターンを想定した試験方法]

- (1) 食紅の粉末5.5gを5Lの水に溶かし、貯水機能付き給水管透明モデルに注入する。
- (2) 貯水部入口側より水道水を注入し、貯水部を満水状態にする。
- (3) 貯水部入口側から以下の規定する時間間隔・水量を注入するとともに、同量の水道水を取水する。注水及び取水の際の流量は毎分12Lとする。

1回目：(2) から1時間後に1日の使用水量の $1/13^{※1}$ を注入するとともに同量の水道水を取水する。

2回目：1時間後に1日の使用水量の $2/13^{※1}$ を注入するとともに同量の水道水を取水する。

3回目：3時間後に1日の使用水量の $1/13^{※1}$ を注入するとともに同量の水道水を取水する。

4回目：5時間後に1日の使用水量の $3/13^{※1}$ を注入するとともに同量の水道水を取水する。

5回目：1時間後に1日の使用水量の $4/13^{※1}$ を注入するとともに同量の水道水を取水する。

6回目：1時間後に1日の使用水量の $1/13^{※1}$ を注入するとともに同量の水道水を取水し、貯水部内の水が無色になることを目視により確認する。

①規定の間隔・容量について (4人家族想定時の使用水量 (836.7L/日・世帯) $^{※2}$)

回数	仮定時刻	仮定内容	仮定使用水量
1回目	8時	朝食	64.3L
2回目	9時	洗濯	128.3L
3回目	12時	昼食	64.3L
4回目	17時	夕食準備	193.2L
5回目	18時	入浴	257.5L
6回目	19時	夕食	64.3L
計			771.9L

※1 時間間隔・水量は、BL基準「電気給湯機」の使用性能試験 (BLT-EH-06) に準拠

※2 東京都水道局平成24年度生活用水等実態調査より引用

②流量について

流量は、東京都水道局HP「用途別使用量の目安」より毎分12Lとする。

2)断水時の残留塩素

商品コンセプトとして、断水時に4人家族で3日間 (72時間) の飲料用、トイレ洗浄用の使用水量を貯水部容量として想定していることから、水道法施行規則 (厚生労働省令) 第17条3号に基づき、72時間経過後に取水した水質について、遊離残留塩素濃度が0.1mg/l以上有することを要求事項とした。

1.3耐久性の確保

a)貯水部のシリコンチューブ耐久性能

貯水部のシリコンチューブは、取水・貯水操作の際に収縮することから、定期点検 (1回程度/年) 及び断水時の使用 (1回程度/年)、使用年数を10年間と仮定し、5倍の安全率を掛けて、100回の取水、貯水操作を繰り返す試験を実施し、耐久性能を確認することとした。

b)貯水部のスプリング弁耐久性能

貯水部のスプリング弁は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 (厚生労働省令第14号)

の弁類に関する耐久性試験を参考とし、開閉操作 10 万回の試験を要求事項とした。

3情報の提供に係る要求事項

3.2基本性能に関する情報提供

e)設計上の留意点

戸建住宅の床下に設置される非常用貯水機能付き給水管は、給水管路に接続するため、給水設備設計において十分に検討が必要になることから、設計者に対し、図書にて設計上の留意点を情報提供することを要求事項とした。

Ⅲ その他

1. 基準改正の履歴

【2020年4月1日公表・施行】

1. 認定基準と評価基準の統合による改正（全品目共通）

認定基準と評価基準を統合し認定基準に一本化した。第1章は総則、第2章は性能基準と章立てし、性能基準は改正前（統合前）の評価基準をベースとし、改正前（統合前）の認定基準も包含できるようにした。

【2017年2月28日公表・施行】

1. 認定基準の制定

東日本大震災以降、企業の事業継続計画（BCP）と共に、一般市民の生活維持計画（LCP）が注目されはじめ、その重要性が高まってきている。特にインフラの復旧や救援が見込まれるまでの緊急対応期（一般的に3日間程度）までの生活維持が生命にかかわると言われており、平時に利用される資機材が、有事においても活用できる機能を有することが期待されている。

本基準は、通常時は給水管の一部として支障なく使用され、断水時には飲料水、家庭用水（トイレ洗浄水等）を供給することができる非常用貯水機能付き給水管について、自由提案型として基準を制定したものである。